

平成 20 年度違法伐採総合対策事業の実施概要

第 6 回違法伐採総合対策推進協議会提出資料

平成 21 年 3 月 12 日

1 合法木材供給体制の概況と事業概要

(合法木材供給体制の現状)

18 年度から木材業界が取り組んでいる合法木材供給の取組は、19 年度の合法木材実績は認定事業者の取り扱う国産材原木の 6 割、輸入原木の 2 割が合法木材で着実に前進（別添 1）。本年 3 月 1 日現在 136 の認定団体が約 7,500 の事業者を合法木材供給事業者として認定しており（別添 2）、すべての都道府県において合法木材が調達可能な状況。

(20 年度事業の位置づけ)

事業第 3 年目の最終年となる平成 20 年度は、① 需要者に対する PR を展開し合法木材を実需に結びつけるとともに、② それに応え、信頼性のある合法木材製品の安定的供給体制づくりをするとともに、G8 北海道洞爺湖サミットで違法伐採問題がとりあげられることから、③ 日本の取組を海外に普及し海外の違法伐採問題の取組を支援。

2 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業

(国内事例調査)

森林認証制度の森林経営及び CoC 認証制度及び各県で実施している地域材（県産材）認定制度、都道府県の調達制度などについて、合法木材証明制度の信頼性、持続可能性の証明方法などガイドラインとの関係において調査を実施。近年国内の森林認証制度の CoC 認証取得企業が急速に拡大しており紙製品、建築部材などのグリーン調達の動きを反映。県産材認定と合法木材供給体制が連携した事例が増加し 14 事例。他方で実需に実感が得られないという認識。（別添 3）

(海外事例調査)

海外企業による先進的な取組事例や貿易相手国における証明制度（検討中も含む）について、合法木材証明制度の信頼性、持続可能性の証明方法などガイドラインとの関係において調査を行うこととし、ロシア、中国、インドネシア、マレーシアで調査を行うとともに、これらの結果を、過去の調査結果も含めて解析、編集を行い、普及用の資料として編纂。

各地域とも調査期間中に急激な需給環境の変化。①ロシア（東シベリア地区）では現在のところ FSC 森林認証制度が当面唯一の合法性証明の仕組み。当該企業は増加傾向であり環境マネジメント水準の高まりを反映。他方で日本側からの合法木材要求が見えない現状であり相互間の情報交換が必要。②中国は可能

性のある証明制度は FSC、FIPC の二つ。中国の認証がここ一両年で立ち上がる予定。そのほか国内の森林計画制度を基盤にした適正伐採証明制度などが今後ツールとなる可能性。中国木材流通協会年次総会に出席し合法木材システムの説明。③インドネシア・マレーシア調査結果を編纂してガイドブックを作成する予定。既存の合法性証明のシステムとともに、持続可能性を示す制度の重要性を指摘。(別添4)

3 合法性・持続可能性証明システム検証事業

合法木材供給事業者の認定に関する業界団体の自主的取組みについて消費者の信頼性を確保し、政府等の木材・木製品の調達担当者の理解を促進するため、①合法木材流通調査、②認定事業者国内検証調査、③地方自治体合法木材調達調査を実施。合法木材流通調査では過去実施してきたグリーン調達追跡調査の他、輸入材と国産材原木を対象とした調査を実施。また、認定事業者国内調査では、合法木材供給事業者認定団体調査、合法木材供給事業者調査を実施。これらの事業者調査・追跡調査の事例などは現在とりまとめ中。(別添5)

4 合法性・持続可能性証明システム普及事業

(信頼性のある合法木材製品の安定的供給体制の推進)

合法木材供給事業者認定団体の責任者を対象に中央研修を実施(昨年7月)、各認定団体は事業者研修を実施。また、「合法木材供給事業者研修テキスト」およびQ&Aを改定。

昨年12月のエコプロダクツ展にあわせて、優良事業者、認定団体などに表彰等を実施し(供給部門5社と利用部門1社に林野庁長官感謝状贈呈)活動をPR。

(資料6参照)

(合法木材の普及・利用推進)

認定団体(都道府県木(協)連など)の協力を得て、国等の機関、地方公共団体等への普及、建築関係者向けセミナーの開催などきめ細かな取組を展開。DIY協会、日本建設業団体連合会(日建連)のメンバーにアンケート調査を実施するなど、実需者側団体と連携。(別添6)

一般消費者などにむけて、DIYショー、エコプロダクツ展では、「Goho-wood(日本発の合法性が証明された木材)の取組」と題してブース出展した他、「合法木材等推進シンポジウム」を開催し、PR。(資料6参照)

(海外に対する情報発信等)

日本の取組を国際的な場に発信するため、地球環境国際議員連盟(グローブインターナショナル)の主要メンバーを招待し「G8サミットに向けたGoho-wood円卓会議」を昨年6月に開催。海外からも「日本がGoho-woodという取組で世界の先導役になっている」(同連盟モレー会長)と評価。(資料5)

中国木材流通協会年次大会(6月)に参加して日本における取組を説明。

平成19年度合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告(未定稿)
 期間(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

H20.9.30

業種		木材・木製品の取扱量(総数)	うち合法性等の証明されたもの	割合	認定事業体数
		A	B	B/A	
		出荷量 千m3	出荷量 千m3	出荷量	
素材生産	(国内)	4,896	3,075	0.63	990
素材流通	(国内注)	8,049	3,499	0.43	322
木材加工	(国内注)	13,859	4,902	0.35	2,031
木材流通	(国内注)	13,603	2,022	0.15	1,731
その他	(国内注)	12	3	0.25	15
素材流通	(輸入)	5,024	932	0.19	14
木材流通	(輸入)	6,099	302	0.05	23

5,126

社団法人全国木材組合連合会の要請に基づいて実績報告を提出した99認定団体
 5,126認定事業体の数値を集計したもの(平成20年9月調査)

注 国内における流通加工業にかかるもので一部輸入材も含む

平成18年度合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告
 期間(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

業種		木材・木製品の取扱量(総数)	うち合法性等の証明されたもの	割合	認定事業体数
		A	B	B/A	
		出荷量 千m3	出荷量 千m3	出荷量	
素材生産	(国内)	2,278	906	0.40	423
素材流通	(国内注)	5,777	962	0.17	168
木材加工	(国内注)	8,183	1,630	0.20	1,183
木材流通	(国内注)	2,308	167	0.07	448
その他	(国内注)	122	27	0.22	8
素材流通	(輸入)	6,479	578	0.09	14
木材流通	(輸入)	8,023	200	0.02	23

2,267

社団法人全国木材組合連合会の要請に基づいて実績報告を提出した61認定団体
 2,267認定事業体の数値を集計したもの(平成19年9月調査)

注 国内における流通加工業にかかるもので一部輸入材も含む

別添 2

合法木材供給事業者認定団体及び認定事業者数

(認定団体及び認定事業者数)

H21.3.5 現在

団体区分	認定 団体数	認定事業者数	
		21年3月5日	20年7月18日
1. 中央認定団体	20	1,397	1359
2. 都道府県木(協)連(傘下の 木材団体を含む)	61	4,839	4686
3. 都道府県森連	41	788	788
4. 地区素生協・チップ生産	14	386	386
計	136	7,410	7158



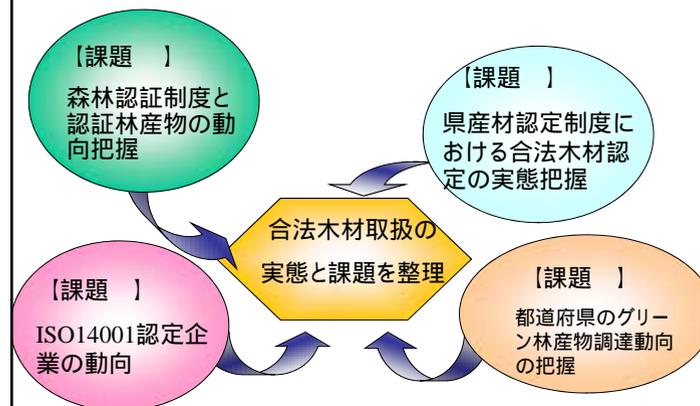
合法性持続可能性証明木材 供給事例調査

国内調査報告
2009年2月24日

有限責任中間法人全国木材検査・研究協会



平成20年度国内調査の課題設定



CoC認証取得事業体数

表3-1 登録年次別スキーム別CoC認証取得事業体数

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
合計	5	6	36	116	217	323	528	888	1,287
FSC	5	6	36	114	205	289	429	622	878
SGEC	-	-	-	2	9	26	78	216	292
PEFC	-	-	-	-	3	8	21	50	117

注1: 2006年以前のFSCの森林認証面積は、2006年末にウェブサイト上で公表されていたリストの認証取得年を累計しているため、2006年を除き、年別数値は正確な数値ではない。2007年については、正確な数値を計上している。
注2: SGECでは森林経営認証にCoCの素材生産機能を含めているため、この表ではCoC認証取得事業者数に森林経営認証取得事業者数を合算している。

資料: 1. FSCウェブサイトデータ。
2. PEFCアジアプロモーションズ資料
3. SGEC資料



CoC認証取得動向

- ✓ 認証取得事業体数は1,287件(2008年末)(前年比45%増)
- ✓ FSC(878件・前年比41%増)、SGEC(292件・同35%増)、PEFC(117件・34%増)
- ✓ FSC、PEFCは紙関係中心に増加
- ✓ SGECはソリッド部門の認証増加(地域認証グループ設立・拡大)
- ✓ 認証製品需要が多く、輸入原料依存度が高い紙製品、国産材を利用するソリッド製品に認証が二極化される傾向が続く

県産材認証制度と 合法木認定の実態把握

- ✓ 全国で実施されている44の地域材認証制度の内、13制度が合法証明できる制度
- ✓ 上記13制度の合法性確認方法は、
伐採届等公的な書類(8件)
その他(5件)

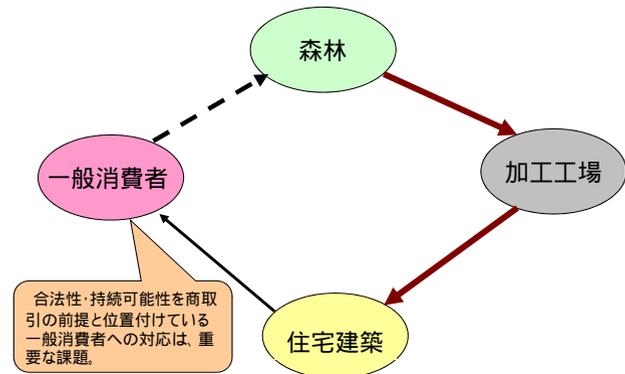
県産材認証と合法性証明

	合法性認定可能な 県産材認証制度名	公的書類	森林組合・流通業者・ 工場による確認	その他
岩手	岩手県産材証明制度			
宮城	優良みやぎ材製品認証			
栃木	「栃木県産出材」証明制度			
群馬	ぐんま優良木材製品認証			
千葉	ちばの木認証制度			
埼玉	さいたま県産木材認証制度			
新潟	越後杉ブランド認証制度			
富山	富山県産木材製品証明			
山梨	山梨県産材認証制度			
愛知	東三河環境材認証制度			地域森林認証
三重	「三重の木」認証制度			
滋賀	びわ湖材産地証明制度			
奈良	奈良県地域材認証制度			
徳島	徳島県木材認証制度			

今年度調査のとりまとめの骨子

- 森林認証・CoC認証
引き続き拡大傾向続く(地域単位の認証グループ増)
- 合法木材取扱認証制度、県産材認証制度
一通りの体制整備完了。合法木材への需要は増加しているが、企業の中には実感が無いとの声もあり。
- グリーン購入
合法木材、認証材の取扱量は増加。
- ISO認定企業等
合法材、認証材への意識は確実に高まりつつあるが、いまだ不十分

合法・認証木材循環利用の課題



2009年3月11日

平成20年度違法伐採総合対策事業 ロシア調査概要

FoE Japan

(1) 調査内容

本調査では、ロシアイルクーツク州において、合法性・持続可能性証明の取り組み状況を把握するため、合法性・持続可能性が担保された木材の供給に努める現地業者について詳細な調査を行うと同時に、我が国のガイドラインの普及に努める。また、過去の結果も統合して分析・整理し、ロシア材の合法性・持続可能性証明木材の調達のための国内川下事業者向けのガイド資料を作成することで我が国の合法木材の供給体制整備に資する。

(2) 調査結果概要

ア. 「林産業関係者ヒアリング」の概要は以下の通り。

- ① 州政府内の体制変換と取組み: 州政府による木材取引所は、企業家により買収、貨車の不当な割当てなどにより、州政府の査察が入り2008年5月に廃止。同年11月、州知事が正式に任命され、上記取組みを主導していた副知事が退任、州政府の林業・水産資源省大臣も退任し、木材取引所に関わる取組みは白紙に。東シベリア伐採業者輸出者協会が再構築へ向けて動いている状況。
- ② 森林認証の拡大と業界団体離れ: 2007年以降同州のFSC認証取得企業は、3社から11社、464万haへと飛躍的に増加。林産業者への業界団体の影響力が低下するなか、市場の変化への対応を図る各社の自己努力の結果としての森林認証取得が顕著である。
- ③ 中国系企業の進出: 段階的な丸太関税引上げの影響で、大手中国系企業が州内で100%中国資本のシラカバ単板加工施設の建設途中。しかし、これ以外の投資案件は無し。他方、小規模な州内の伐採業者から違法木材調達を行っていた中国系のバイヤーは経済不況による需要減から調達を大幅に縮小している。
- ④ 買い手側からの要求: これまで欧州市場からのみであった認証材への要求が、中国などアジアの市場からの要求も増加。これに対し、日本の商社からの要求はまったく無い状況。

イ. 「林産業者アンケート」の概要は以下の通り。

- ① 認証木材供給の可能性: 本調査で訪問したイルクーツク州のFSC取得業者(6社)の集計だけでも、年間100万m³以上の認証材供給能力がある。認証林面積でみた場合、この6社の合計は、同州認証林全体の12.3%にしか及ばない。つまり同州だけでも、理論的には上記の数倍の認証材供給が可能な状態にある。
- ② 我が国グリーン購入法への対応: 2006年の9月に州内の林産業関係者を集めて行われた同法の説明を聞き認証を取得したが、その後のフォローアップがないという意見が多い。価格にも反映されないため、今後継続も不明、という意見もある。2008年中期以降の経済危機のため、今後の新規認証取得を見送る業者もある。
- ③ 体制・市場の急変と森林資源の劣化: 自社の森林管理、生産体制へ影響を

与える要因として、「市場における景気の急変」、「国家政策、法律の急変」を挙げる業者が多い。また広葉樹資源の多い沿海地方では「森林資源の劣化」を挙げる業者が多い。

ウ. 「イルクーツク州調査結果総括」の概要は以下の通り。

- ① イルクーツク州の森林状況：年間許容伐採量 5 千 270 万 m³ (2002 ~ 2005) の約 3 割しか実質的に伐採されていないことから、開発可能性が主張されるが、伐採地の遠隔化 (100km 以上) が進み、既存のインフラ (道路、鉄道) 付近では、森林劣化および森林火災が顕著である。森林法移行期におけるガバナンスの悪さもこれに影響する。
- ② イルクーツク州の林産業状況：林産企業の買収等による経営の刷新が相次ぎ、欧州製の高度な製材・加工施設 (集成材など) への設備投資を積極的に行う動きが加速化 (2008 年末時点)。合弁企業による製材工場も増加している反面、経済危機と中国からの需要の急速な減少により一時操業停止、従業員カットを行う業者も出てきた。特に小規模伐採業者は廃業に追い込まれる業者が相次いでいる状況。
- ③ 新森林法への移行プロセスの状況：新森林法の下、2009 年 1 月 1 日付けで伐採証明書は伐採申請書制度へ完全に移行し、これまでの伐採リース契約もすべて再契約が必要になる。しかし現場レベルでは、新制度に関する業者内での理解が不足し、混乱している。また申請書は、年次手続きが基になっており、実際の伐採量ではなく、計画される伐採量のみが記されるため、それだけでは木材の合法性を証明し得ない。
- ④ イルクーツク州の合法性証明、森林認証の取組み状況：州政府および業界団体による合法性証明の取組みが機能していない現在、個々の企業の森林管理能力を評価するべきである。現在増加中である FSC 認証取得業者などの経営の質が高い企業は、木材の出所を証明する書類管理もされており、自社伐採地から輸出までのサプライチェーンが明確。関税局のバーコードシステムの利用も木材の出所情報のある程度保証するであろう。
- ⑤ 日本の企業および関係者への提案：我が国の業界団体による合法木材調達のフォローアップが必須な状況。現在は殆どない日本企業からの合法材への要求を強化する必要がある。また、現地業界団体である林産業者連合と州政府が実施する森林利用フォーラムへの日本側からの参加と、現地業界団体、州林産業当局などの日本への招致が重要。

エ. 「ガイドブック」の概要は以下の通り。

- ① ガイドブックは、過去の調査結果を整理し、国内川下事業者の合法性・持続可能性証明木材調達に資するものである。
- ② 構成は、現状編、問題編、対策編から成り、ロシアの現状を踏まえた上での合法性・持続可能性木材の調達に役立つ現地企業リストを付属する。
- ③ 対策編：政府および業界団体レベルでの取組みがない現在、森林認証が合法性・持続可能性木材調達のための最も有効なツールである。また森林認証取得業者は、経営管理レベルが高く、伐採地情報から輸出までの証明書類の管理がされており、一部の業者は税関のバーコードシステムも利用しているため、サプライチェーンの遡及が可能である。これに、未開拓林の保全と先住民族居住地への配慮が加わることで、合法性・持続可能性木材調達がより確実になると考えられる。

以上

平成 20 年 2 月 24 日
木材利用推進中央協議会
林 良興

平成 20 年度 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業
中国事例調査報告書

目次
はじめに
概要

第 1 章 中国森林認証体系の展開

2007 年 9 月〈中国森林認証 森林経営〉〈中国森林認証 生産流通管理〉規格の公布以降、制度の実施に向けた実施機構、手続き等の整備状況。

- ・2008 年 4 月〈全国森林の持続経営及び森林認証規格化委員会 2007 年 3 月成立〉認可
- ・国家林業局傘下の実施機関：中国林産工業協会及び林科院中国森林認証体系の認証機構が認証審査業務
- ・認証実施のための管理法、実施手続き、書類等整備：〈森林認証管理弁法〉、〈中国森林認証審査員マニュアル〉等、〈中国森林認証実施規則〉
- ・認証体系の施行モデル試験林の増設：第 1 期(2006 年)6 地点、第 2 期(2007 年)7 地点、第 3 期(2008 年)8 地点で施行、第 3 期分の概要調査
- ・森林認証に関する国際協力と交流の実施：FSC、PEFC、SFI、ATFS 等
- ・2008 年 6 月中国国家認監委員会及び中国国家林業局共同発布〈森林認証作業の展開に関する意見〉

第 2 章 中国における FSC、PEFC、FIPC 認証体系の発展 (2008 年 12 月 31 日現在)

- ・FSC 認証：15 森林経営組織、96,3070ha(前年比 50%増加)、中国全森林面積の 0.55%。
- ・FSC・CoC 認証：608 企業(前年比 61.7%増加(証書偽造等で 12 企業が認証を取り上げられた)
- ・PEFC・CoC 認証：31 企業(2007 年 10 企業、前年比 210%増加) 紙・パ企業が 63.3%。
- ・FIPC・CoC 認証：1 企業(2007 年)

第 3 章 中国における木材の生産、加工、流通認証体系の事例調査

- ・FSC・CoC 認証企業 60 社にアンケート調査、回答 9 社。
- ・輸入材を取り扱う FSC・CoC 認証企業 2 社、国産材を取り扱う FSC 企業 2 社に対して、実務に関する聞き取り調査を実施。

第4章 2007年～2008年の中国木材需給動向

・2007年需給量

全供給量:3億8300万 m³(国内産用材 19.2%、農民自家用材・燃料材 11.9%、繊維板・パーティクルボード 15.8%、伐採計画超過・持越し材 13.6%
輸入原木 9.7%、輸入製材 2.4%、輸入紙・パルプ・木製品等 28.4%)

全消費量:3億8200万 m³(製紙用材 31.4%、建築・内装材 24.6%、家具 13.0%、農民自家用材・燃料材 8.3%、輸出用 18.0%、その他 2.2%)

輸入原木 3709万 m³等、品目毎に数量、相手国等を詳述。

- ・2008年原木輸入量:2957万 m³(前年比 20.3%減少)(ロシア材 1866m³、▼26.5%、PNG材 223万 m³、▼4.7%、ニュージーランド材 190.9万 m³、+50.3%、ソロモン材 115.9万 m³、+10.5%、ガボン材 107.7万 m³、▼6.3%、マレーシア材 81.7万 m³、▼38.7%)等、各品目別に、主として第3四半期までの統計をベースに動向を記述。

第5章 国際金融危機と中国木材産業の動向

- ・ロシア原木輸出税の引き上げ、米、EUにおける金融危機の影響、元高等
- ・中国政府のマクロ経済政策における影響、内需拡大政策
- ・業界体質:製品同質、低付加価値、新技術欠乏、大量 OEM 生産、市場転換不能、同業の悪性価格競争、ロシア側へ製材企業の進出等
- ・史上初めてマイナス成長に転じた。
- ・輸出製品、低次加工業を中心に、広東省、広西壮族自治区、上海市、浙江省、江蘇省、山東省、黒竜江省、内蒙古自治区など家具、合板、製材等工場が 80%～30%倒閉鎖、減産。
- ・輸出合板(08年1～11月):山東省▼15.1%、江蘇省▼16.01%、広東省▼10.39%、上海市▼28.88%、米国向け▼29.89%、日本向け▼11%、韓国向け▼40.52%。
- ・輸出木製家具:(08年1～11月)輸出総額 564億 US\$(前年同期比+3.77%、輸出数量では▼12.37%)、米国向け▼4.01%。大型企業 10社倒産、広東省家具企業の 1/3 倒・停産。広東東莞市の台湾資本企業の 27%は生産停止、残った 90%の企業も 30%程度の生産力等。

第6章 中国木材流通業界に対する日本の違法伐採システムの PR 活動

2008年6月27日、広西壮族自治区北海市甲天下国際大酒店で開催された中国木材流通協会 2008年大会(参加人員:約 150企業、機関)に招待を受け、中国語により日本の合法木材供給システムにつき、DVD及びPPを用いて口頭発表、関係資料、DVDを配布、宣伝活動を行った。

文献
資料

インドネシア・マレーシアにおける海外現地調査

地球・人間環境フォーラム（2009.3.12 現在）

（1）調査内容

本調査では、インドネシアおよびマレーシアにおいて、合法性・持続可能性が担保された木材の供給に努める現地業者について詳細な調査を行うと同時に、我が国のガイドラインの普及に努める。また、過去の結果も統合して分析・整理し、インドネシア・マレーシアの合法性・持続可能性証明木材の調達のための国内川下事業者向けのガイド資料を作成することで我が国の合法木材の供給体制整備に資する。

（2）調査結果概要

ア アンケート・聞き取り調査実施概要

- ①インドネシアについては、JAS 認定を受けており、かつ ETPIK（林産業製品登録輸出者）合板企業 30 社にアンケートを配布、9 社から回答を得ている。聞き取り調査は 9 社を対象に行った。
- ②マレーシア・サラワク州については、JAS 認定を受けている合板企業 25 社にアンケートを配布、9 社から回答を得ている。聞き取り調査は 9 社を対象に行った。
- ③マレーシア・サバ州については、JAS 認定を受けている合板企業 7 社にアンケートを配布、3 社から回答を得ている。聞き取り調査は 1 社を対象に行った。

イ アンケート・聞き取り調査結果概要

- ① インドネシアについては、2005 年以降急激に減少傾向にある対日合板輸出量に見られるとおり、合板業界の規模は縮小傾向にあり、現在正常に操業しているのはアンケート配布対象とした 30 社程度に限定されている様子。中でも今回訪問をした 9 社のうち、FSC-FM 認証をすでに取得している 3 社は、FSC 認証合板の販売実績を少しずつ伸ばしている状況にある。FM 認証未取得のその他 6 社についても、3 社が RIL（低付加伐採施業）や VLO（原産地証明）など第三者との協働による施業水準改善を着手、2 社が FSC-CoC 認証取得など、全体的に持続可能性への配慮を模索するような動きがみられ、日本市場からの一層の合法材・持続可能材の要求を望む声が聞かれた。
- ② マレーシア・サラワク州については、今回訪問した 9 社のうち、6 社が対日シェア 50%を超えており、近年輸入量はやや減少傾向にあるものの、依然として重要な合板生産地となっている。合法証明書提示の要求に対しては STIDC（サラワク木材工業開発公社）の承認印のある CDF2（輸出申告書）で対応している。持続可能性について、現在 2 社ある MTCC-FM 認証取得企業のうち、後発の 2008 年 2 月に認証を取得した Z 社に訪問したが、未だ日本市場が中心となるバイヤーからの認証材要求はないとのこと。全体的に「早生樹種植林地拡大＝持続可能性配慮」が共通認識になっている様子で、既存の天然林保全という面での取組みは少ない。第三者による VLO（原産地証明）を実施している企業が 1 社見られた。
- ③ マレーシア・サバ州については、EU（欧州連合）が取組む FLEGT-VPA（自主的二国間協定）

交渉における TLAS（木材合法性保証システム）構築の一環としてトラッキングシステム開発が進んでいる様子。Y 社の伐採地の一つでパイロットプロジェクトを実施している。また植林地で FSC-FM 認証を取得している S 社の主要供給先には日本企業もあり、CoC 認証でつながった植林地材使用の認証ラベル付き合板の流通が待たれるところだ。

ウ ガイドブックの概要

- ① ガイドブックの構成は、「第 1 章 南洋材とは?」「第 2 章 現状編」「第 3 章 問題編」「第 4 章 問題編」からなり、インドネシア、マレーシアの現状を踏まえた上で、合法材・持続可能材を供給できる企業リストを添付する。
- ② 対策編において、インドネシアについては日本の買い手企業が合法性・持続可能性を確認するための方法及び留意点として以下をあげる。
 - 合法性を確認する書類としては、IUPHHK（伐採許可証）、SKSKB（合法丸太証明書）&DKB（丸太一覧表）、FA-KB（丸太送り状）&DKB-FA（丸太一覧表）、FA-KO（加工材送り状）&DKO（加工材一覧表）などがあげられる。
 - 持続可能性を確認する書類としては、AMDAL（環境影響評価）、RIL（低付加伐採施業）、VLO（原産地証明）、VLC（法遵守証明）、LPI（独立監査機関）審査（※ただし法遵守意識を判断するものとして）、森林認証（FM, CoC）などがあげられる。
 - 将来的には、構築中の TLAS（木材合法性保証システム）の活用を視野に入れ、その動向を把握すると同時に、システムの構築や実際の運用についても可能な範囲でバイヤーとして支援する。
- ③ 対策編において、マレーシアについては日本の買い手企業が合法性・持続可能性を確認するための方法及び留意点として以下をあげる。
 - 合法性を確認する書類としては、PEC（伐採区画立入許可）、TRP（丸太出荷許可）、ExCC（輸出手続証（丸太の場合のみ））、CDF2（輸出申告書）などがあげられる。
 - 持続可能性を確認する書類としては、EIA（環境影響評価）、RIL（低付加伐採施業）、VLO（原産地証明）、VLC（法遵守証明）、森林認証（FM, CoC）などがあげられる。
 - 持続可能性については、永久林と州有林の定義と区別が複雑かつ情報不足であることから、これらの森林区域から出てくる木材についてはサプライヤーへのより注意深い確認が必要になる。
 - 森林以外の用途への転換のための皆伐や不適切な人工林造成に伴う整理伐によって生産された木材などを排除するため、サプライヤーへのより注意深い確認が必要になる。
 - 将来的には、構築中の TLAS（木材合法性保証システム）の活用を視野に入れ、その動向を把握すると同時に、システムの構築や実際の運用についても可能な範囲でバイヤーとして支援する。

平成20年度合法性・持続可能性 証明システム検証事業の実施状況

1 趣旨

標記について同実施要領に基づき「合法木材供給事業者の認定に関する業界団体の自主的取組みについて消費者の信頼性を確保し、政府等の木材・木製品の調達担当者の理解を促進するため、制度運営について調査検証を行い、その実効性や問題点を明らかにする。」ことを目的に、「地方自治体を中心に合法木材の調達実態についての調査を行うと共に、認定団体・認定事業体業務の実態とシステムについての網羅的な調査を行い、また、過去の調査結果に基づき供給体制推進上の課題となるべき点について調査を実施する。」として、合法木材流通調査、認定事業体検証調査に取り組んできたが、概要は以下の通り。

2 合法木材流通調査

業界団体が取り組む違法伐採問題に対する自主取組について、消費者の信頼性を確保し関係者の理解を促進するため、(1) グリーン調達追跡調査、(2) 輸入材の合法証明調査、(3) 国産材原木の合法証明調査、を実施することとし、合法木材供給認定団体などの協力の下に情報収集したところである。

(1) グリーン調達追跡調査

官公庁のグリーン調達あるいは任意の合法木材調達を起点として川上に至る追跡調査を行い、合法証明木材の実施上の問題点と信頼性を明らかにする。

5都道府県木連に協力を依頼して9事例について調査している。

(2) 輸入材の合法証明調査

輸入材を直接輸入ないし輸入業者から直接買い取りをしている合法木材供給認定事業体で合法木材供給実績がある事業体に対して、調達先および、輸入材の証明方法などについて聞き取りを行い、産地ごとの合法証明の実態と可能性を明らかにする。

7都道府県木連と、日本木材輸入協会に協力を依頼して15事例について調査している。

（３）国産材原木の合法証明調査

ある地域において中小素材生産者の多数を入荷者として、国産材原木の流通拠点となっている合法木材認定原木市場に対して、出荷者の合法証明の現状や合法証明代行の可能性などについて聞き取りを行い、合法木材の出発点としての素材生産・流通部門における課題を明らかにする。

6 都道府県木連に協力を依頼して14 事例について調査している。

3 認定事業検証国内調査

業界団体が取り組む違法伐採問題に対する自主取組について、消費者の信頼性を確保し関係者の理解を促進するため①合法木材供給事業者認定団体調査、及び②合法木材供給事業体調査を行うこととし、合法木材供給認定団体などの協力の下に情報収集し、とりまとめをしているところである。

（１）合法木材供給事業者認定団体調査

認定事業を実施している全ての認定団体を対象として、①認定審査、認定者に関する指導管理などの業務のガイドラインや自主的行動規範に基づく実施状況、②安定供給や信頼性を確保する上での課題、③推奨すべき事例、などについて、網羅的な調査を実施している。（83 団体からのアンケート回収）

（２）合法木材供給事業体調査

①申請時点での管理方針の実施状況、②合法木材・同製品の購入、販売状況、③安定供給や信頼性を確保する上での課題、③推奨事例、などに関する調査を実施している。（アンケート調査及び聞き取り）

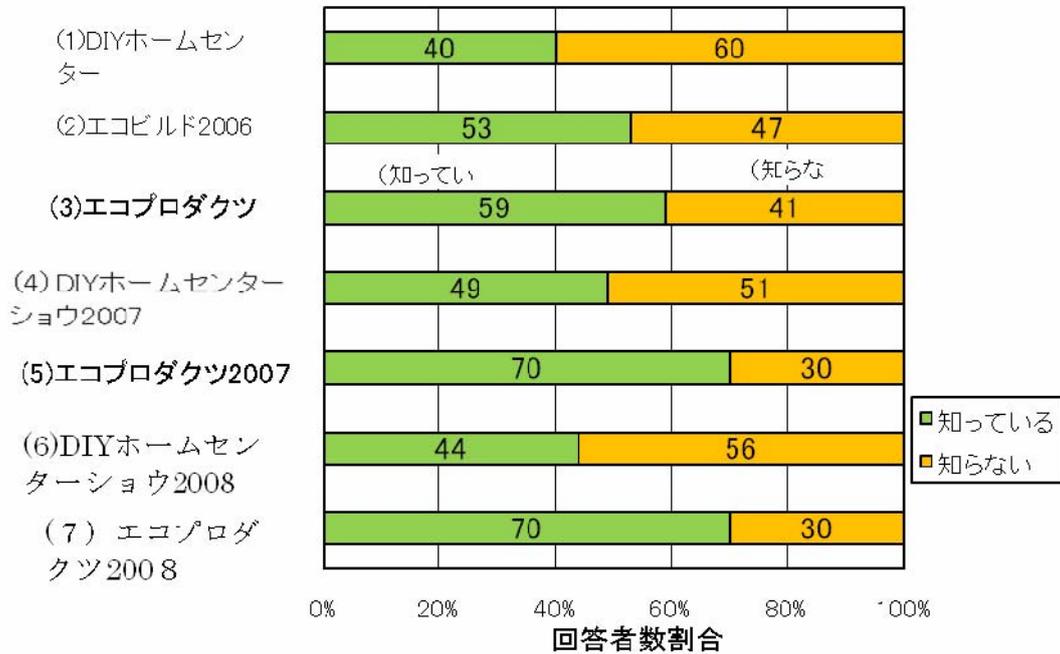
26 団体に協力依頼をして90 事業体について調査している。

4 地方自治体（市町村）調達調査

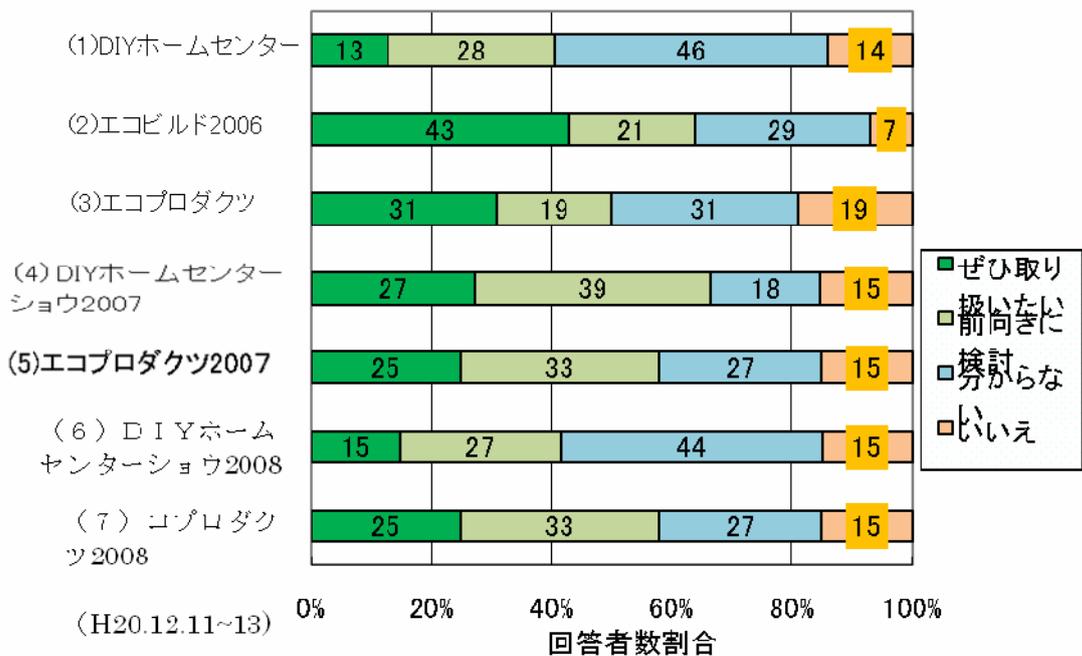
地方の木材調達の重要な担い手である市町村のうち、合法木材の調達を行っている（あるいは、近い将来行う予定である）団体に対して、調達実績、調達方法などについて聞き取りを行う。

7 都道府県木連に協力依頼をして19 団体に対して調査している。

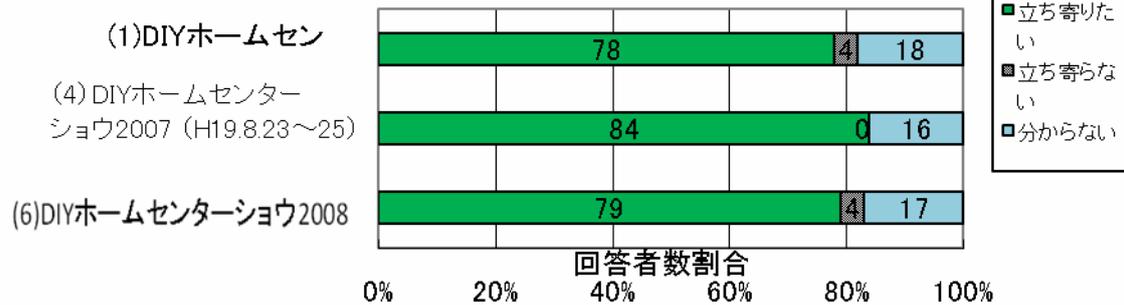
1. 違法伐採問題・合法木材の取組についてご存じですか？



2. 合法木材及び木材製品を御社で取り扱う(購入・加工・販売等)お考えはありますか？



3. DIYショップに「合法木材製品コーナー」が開設してあれば、あなたは立ち寄りしたいと思いますか？



4. 「合法木材製品マーク」をつくる計画があります。同マークが貼付された商品があれば、興味がありますか？

